

介護医療院の創設に伴う基準条例の制定についての意見募集結果【結果】

< 募集期間 > 平成30年10月1日(月)から平成30年10月22日(月)まで

< 意見提出数 > 5 件(個人・団体)

項目	御意見・提案の要旨	府の考え方
制度の運用 について	<ul style="list-style-type: none"> 指定基準として問題はないと思うが、介護保険制度の報酬は、医療報酬より複雑と聞いているので、その部分のフォローが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切に報酬請求が行われるよう、府として適切に指導を行っていきます。
人員配置基準 について	<ul style="list-style-type: none"> 看護職配置は基準通り6:1以上とし、必ず夜勤の看護職が配置されるようにするべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 看護職の配置基準については、国が定めることとされています。全ての施設で基準が順守されるよう適切に指導していきます。
京都府看護師等 就学資金貸与 について	<ul style="list-style-type: none"> 京都府看護師等修学資金貸与者(新卒)が介護医療院に就職した場合にも、返還免除の対象施設としていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、介護保険法に基づく介護老人保健施設は返還免除の対象施設となっていることから、介護医療院についても返還免除対象施設に追加するべく、事務を進めているところです。
職員の確保教育 について	<ul style="list-style-type: none"> 介護医療院を含め介護施設看護職の処遇を医療施設並みの処遇に改善するべきである。 多様化・複雑化している入所者には、ニーズに沿った療養・生活の場での看護の提供が必要とされていることから、施設自ら看護職の継続教育を実施していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員、介護職員の給与面を含め、介護職場の勤務環境改善は重要な課題として認識しております。 従業員の教育については運営基準として、「資質の向上を図る研修の実施」を記載することにしており、全ての職員に対して適切に実施されるよう指導していきます。
施設基準に ついて	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化が一層進むなか、長期療養が必要な方にとっては今後必要な施設だと思う。 その場合、出来る限り在宅に近い生活が送れるよう、居室スペースの確保や、地域・家族との交流が図られるような機能も併設していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準では居室スペースの基準が原則一般の病院より広がっており、また運営基準として、地域・家族との交流が図れる機能について記載されていることから、国の基準をそのまま記載することとします。